

12月3日から12月9日までは「障害者週間」です

「障害者週間」とは？

障害者週間は「国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的に定められています。

市でも、障がいのある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまちを目指し、益田市障がい者自立支援協議会を主体として、様々な取組を行なっています。

益田市障がい者自立支援協議会とは、障がい当事者等の団体や民間、行政の関係機関等から構成され、益田市の障がい者の生活を支える事業運営のシステム作り、障害福祉サービスの提供体制確保、ネットワーク構築等について調査、審議、提言等を行う機関です。



平成 29 年度の活動状況を紹介します

課題解決のための専門部会として、「就労・社会参加支援部会」「障がい児支援部会」「差別解消法啓発部会」を設置し、活動しました。また、全体会を年3回、相談支援会議を毎月1回開催しています。

★各部会の主な活動等

「就労・社会参加支援部会」

- 多くの方に様々な働き方があることを知ってもらうため、障がい者就労支援事業所説明会を開催しました。また、市ホームページに就労支援事業所の情報を掲載、更新しています。
- 事業所の連携強化、サービスの向上等のため、障がい者就労支援事業所連絡会の開催について協議し、平成 30 年度に実施することを決定しました。

「障がい児支援部会」

- 教育委員会と協議し、放課後の支援体制についても教育支援委員会で審議し、意見をもらうことができました。
- 相互の理解を深め、よりよい支援ができるよう、障がい児通所支援事業所と相談支援事業所との意見交換会を開催しました。
- 事業所の連携強化、サービス向上等のため、放課後等デイサービス事業所による連絡会の開催について協議し、平成 30 年度から実施されることとなりました。

「差別解消法啓発部会」

- 平成 28 年 4 月から施行されている、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を広く市民に知ってもらうため、益田市民余芸大会で差別解消法について寸劇を行いました。あわせて来場者に啓発チラシを配布しました。

※平成 30 年度は「就労・社会参加支援部会」「障がい福祉人材育成部会」「障がい理解促進部会」の 3 部会を設置し、活動しています。



障がいを知り、日常生活で障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」のマーク



配慮を必要としている方のための「ヘルプマーク」です。このマークを見かけたら思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークは県および市の障がい者福祉担当課で交付しています。